

(様式第6号 別紙)

長崎県福祉サービス第三評価結果報告

①第三者評価機関名

有限会社 医療福祉評価センター

②事業者情報

名称：社会福祉法人 長崎慈光園 こども発達支援センター ホープ	種別：児童福祉施設 (児童発達支援センター)
代表者氏名：白川利勝	定員（利用人数）：15名
所在地： 長崎県東彼杵郡川棚町小串郷 1974-1	TEL (0956)-82-2081

\*施設・事業所情報は、事業所プロフィール参照

③施設・事業所の特徴的な取組

- ・社会福祉法人長崎慈光園は昭和42年に法人設立の許可を受けて、現在に至るまで障害福祉事業を中心に運営をしている。「地域に根ざし、共に歩み、共に生きる」をスローガンに、を目指す法人像として①「良質なサービスを提供し、利用者や家族・地域住民から信頼され、必要とされる法人」②「職員が夢と誇りを持って生き生きと働くことのできる法人」③「地域社会に貢献できる法人」を掲げている。また、「根本理念」・「基本理念」・「経営計画の4つの柱」を軸に社会福祉法人に求められる社会的使命を果たすべく、日々試行錯誤しながら障害福祉事業の質の向上に努めている。
- ・法人は広大な敷地の中に①第一～第四長崎慈光園②相談支援事業③生計困難者レスキュー事業を運営している。社会情勢や制度の変更に対応できるよう機能分化を図り、地域に根ざすことを念頭にして、ビジョンを描きながら効率的な経営を行っている。
- ・こども発達支援センターホープは、多機能型(児童発達支援・放課後等デイサービス・保育所等訪問支援)事業所として平成31年4月に児童発達支援センターへ移行した。
- ・多機能型サービスを提供しているホープは、事業所が所在する地域が必要としていた通所支援事業で、現在、保育士・作業療法士・言語聴覚士・心理士を中心に職員皆が一体となって専門的視点から療育支援を行っている。それぞれの専門職がお互いの技術を共有して、利用者個々の特性に応じた支援を行っている。

#### ④第三者評価の受審状況

評価実施期間	令和 元年 8月 26 日（契約日）～ 令和 2 年 1月 20 日（評価結果確定日）
受審回数	今回が初めて

#### ⑤総評

◇特に評価の高い点

##### 【明確なビジョンに基づく事業運営】

中長期的なビジョン及び事業計画について、法人として立案されている中期経営計画及び単年度の事業計画の内容が詳細、かつ、具体的に示されており、評価や見直しがしやすい。このため現在の事業所の課題が明確になり、毎年、テーマを絞りながら組織的な取組みができている。

##### 【マネジメントしやすい仕組み作り】

法人が示した計画に沿って作成されたホープの事業計画の内容が明確である。「重点目標」「事業効果」「事業計画」に分類してあるため、PDCAサイクルを回しながら各工程が「見える化」されている。

##### 【専門的な支援体制の構築】

専門職(保育士・作業療法士・言語聴覚士・心理士)を配置して、児童の特性に応じた専門性の高い療育支援や、保護者支援、保育所や学校等との情報共有まで一貫して行っており、事業所の担うべき役割を全うしている。

##### 【効果的な人材育成の体系構築】

社会福祉法人長崎慈光園における人材育成に関する規程に基づいて、「人事評価表」や「業務目標等自己申告書」が設定されている。これらは規程に示された数値評価や、目標に対する客観的な評価が可能となるため、職員の成長の軌跡が「見える化」されている。法人は「職員」で成り立っていることを考えると、職員の成長を促進する仕組みが、法人を支える1本の支柱となっている。

##### 【研修制度の充実】

法人内における研修制度が充実している上に、外部研修への参加頻度も高い状況である。特に専門性の高い療育を提供する場面が多いホープにとって、なくてはならない取組みの1つである。この領域に関する法人の理解があるからこそ、内外部からの学びを質の高い療育に反映することができている。

##### 【標準的な支援の取組み】

利用者に対する個別及び集団プログラムについては、利用者の特性に応じて作成されており、かつ、個別支援計画書ともリンクしているため、いつどこで誰が実施しても、一定程度統一された療育支援を提供することができている。

### **【保護者との連携】**

利用者の保護者との連携について、保護者からの相談内容を基にして、地域の関係機関(学校や相談支援事業所等)と情報交換や情報共有しながら、保護者の生活環境等についても可能な限り支援を行っている。

### ◇改善を求められる点

#### **【重点目標の公表】**

毎年度立案している単年度事業計画のうち、重点目標だけでもいいので、わかりやすい表現で利用者や保護者に示すことが望ましい。また、公表方法は新たな手段を講じるのではなく、現在定期的に発行している広報誌等を用いることが、手間暇を省く上で得策である。

#### **【対象層に合わせたわかりやすい表現方法】**

ホームページやパンフレット等、誰がそのページや紙面を見るのか検証して、対象者に合わせた表現方法や内容にすることが望ましい。

#### **【保護者同士の交流】**

現在も全くないわけではないことを前提に、親子レクの後半にでも保護者だけ集えるような場を設けて、「一定程度集約された保護者の意見」を事業所に提示できるような機会の創出を期待したい。

#### **【苦情の公表】**

現在全くないわけではないことを前提に、事業計画の報告の中の一コマではなく、「苦情受付とその対応」というような形で単独での公表を期待したい。個人情報に抵触しないような形で定期的に公表することで、外部からの安心感は更に増すことが期待される。

#### **【人権擁護】**

職員に対する人権擁護関連の教育は行き届いているが、利用者や保護者への周知が今後、より一層必要である。人間にはどのような権利があるのか。また、どういうことが権利侵害にあたるのか。わかりやすい表現等を用いて、書面等で示すことを期待したい。

**⑥第三者評価結果に対する施設・事業所のコメント**

今回、評価をして頂き、事業所全体の振り返りができました。  
できていること、できていないことに関する指摘については、今後の事業運営に大きな示唆となるものと感じています。  
特に、非常時の管理体制、ホームページ等の表現に関する方法、保護者だけの意見交換の場の設定等について、真摯に検討を進めて参ります。  
今後とも、地域に根ざした有用な療育機関を目標に事業推進を図って参ります。  
多岐にわたり、事業運営の視点から有意義な評価を頂きましたことに、心から感謝いたします。

**⑦第三者評価結果**

別紙の「第三者評価結果」に記載している事項について公表する。

**⑧利用者調査及び書面調査の概要**

(別紙)